

平成 17 年 7 月 14 日  
金 融 庁

- 犯罪被害者等基本計画案に対する金融庁関係施策について -

骨子案(2)1. 損害賠償の請求についての援助等(基本法第12条関係)  
[今後講じていく施策]中、(5)その他の損害賠償請求の実効性確保のための制度等

第2項目

(変更前)

「金融庁において、保険会社側に問題のある行為があった場合には、苦情・相談を活用し、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。」を

(変更後)

「金融庁において、苦情・相談に寄せられる情報を活用し、保険会社側に問題があると考えられる行為については、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。」

と変更させていただきたいと思います。

変更理由

6月24日付「第2回犯罪被害者等基本計画検討会における検討事項について」で依頼のありました「その他損害賠償請求の実効性の確保のための制度にかかる要望の詳細」に対する当庁回答の趣旨に合わせるため。